

本説明書およびエバーグリーン・リテイリング株式会社ガス供給約款の内容をよくご確認ください。

ガス需給契約サービス内容説明書（東京ガスネットワーク 東京地区等）

- ・お客さまとガス需給契約を締結する相手方は、エバーグリーン・リテイリング株式会社（以下「EGR」といいます）となります。なお、EGR は、経済産業省に登録されたガス小売事業者であるエバーグリーン・マーケティング株式会社（登録番号 A 0062）の取次業者として、お客さまとガス需給契約を締結いたします。エバーグリーン・マーケティング株式会社へのお問い合わせは EGR カスタマーセンターまでご連絡ください。
- ・本説明書は、EGR が提供するガス需給契約の概要を説明するものであり、ご契約に際しては、必ずお読みください。また、詳細はガス供給約款に定めていますのでこちらもご確認ください。
- ・ガス供給約款は EGR ホームページに掲載しておりますので EGR ホームページを必ずご覧になるようお願いいたします。（<https://www.egmkt.co.jp/download/>）なお、EGR は必要に応じてガス供給約款を変更することがあります。この場合の供給条件は、変更後のガス供給約款によります。また、ガス供給約款を変更する旨および変更内容は、実施期日までに相当な予告期間をおいて EGR が適切と判断する方法によりお知らせいたします。
- ・EGR のガス需給契約に係る販売代理店（以下「パートナー企業」といいます）の営業活動はガス需給契約の締結に係わる媒介となります。

ガス小売事業者 ※（一社）日本ガス協会準会員 本社所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号 会社名：エバーグリーン・マーケティング株式会社 ガス小売事業者登録番号：A 0062 代表者名：代表取締役社長 堺 大祐	
ガス取次業者 本社所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号 会社名：エバーグリーン・リテイリング株式会社 代表者名：代表取締役社長 堺 大祐	
パートナー企業名(媒介)・担当者名・連絡先 交付日：20 年 月 日	ご契約に関するお問い合わせ先 エバーグリーン・リテイリング株式会社 カスタマーセンター ☎ 0120-613-700 受付時間 平日 午前 9:00～午後 6:00（土日祝は休業） ホームページアドレス： https://www.egmkt.co.jp
ガス漏れ等の緊急連絡先 東京ガスネットワーク東京地区等 ガス漏れ通報専用電話 ☎ 0570-002299（ナビダイヤル） ナビダイヤルをご使用になれない場合 ☎ 03-6735-8899 受付時間 24 時間 365 日（無休）	

1. 申込み方法、使用開始日、契約期間、解約日

(1) 申込み方法

- ・本説明書の内容をご理解の上、EGR 所定の申込み方法にて、ご契約者ご本人が申込み下さい。
- ・他のガス小売事業者から EGR にガス供給契約を切り替える場合は、現在ご契約中のガス小売事業者（旧一般ガス事業者含む）への解約手続きは、EGR が行いますので、お客さまによるガス小売事業者への解約手続きは不要です。

(2) 使用開始日

- ・他社からの切り替えの場合
 申込みから手続き完了まで、3 週間から 5 週間ほどお時間がかかります。手続き完了後の検針日またはその次の検針日から使用開始となります。EGR から供給が開始されるまでは、現在契約中のガス会社から供給が行われます。
- ・引越し(転入)の場合
 原則として、申込みから 8 営業日以降に供給を開始できるように手続きを進めます。また、引越しの場合は開栓作業（EGR の保安委託先である東京エナジーアライアンス株式会社委託先によるもの）にお立ちいただく必要があります。

(3) 契約期間

- ・契約期間はガス需給契約が成立した日から、ガス需給契約を解約した日までといたします。

(4) 解約日

- ・解約日は、EGR の解約手続きが完了した日となります。なお、日を遡っての解約はできません。解約を希望される日にちの 5 営業日前までにカスタマーセンターへご連絡ください。

2. 従前のガス契約解約に伴う不測の不利益について

ご契約中のガス小売事業者との契約を解約することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。実際にどのような不利益を被るかはご契約中のガス小売事業者にご確認ください。

- ・現在のガス契約を解約すると、その料金プランで再度ご契約することができなくなるおそれがあります。
- ・解約までの契約期間中におけるガス使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。
- ・契約中のガス小売事業者から解約違約金等を請求される可能性があります。
- ・現在のガス契約において、ポイント等の特典がある場合は、解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
- ・現在のガス契約において、継続利用期間に応じた割引や値引きを受けている場合は、解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。

3. 供給する都市ガス

EGR が供給する都市ガスの熱量、圧力は次の通りです。

都市ガスの熱量	標準状態(摂氏 0 度、圧力 101.325 キロパスカル)の都市ガス 1 m ³ あたりの発熱量:13A 標準熱量:45 メガジュール 最低熱量:44 メガジュール			
都市ガスの圧力	ガス栓の出口における圧力	最高圧力:2.5 キロパスカル	最低圧力:1.0 キロパスカル	
燃焼性	最高燃焼速度:47	最低燃焼速度:35	最高ウォッペ指数:57.8	最低ウォッペ指数:52.7

EGR のガス種は 13A です。ガス機器は 13A とされているガス機器が適合いたします。

4. 検針日、計量方法

- ・検針日は所轄の一般ガス導管事業者の定めによります。
- ・ガス使用量の計量は、1 月毎に所轄の一般ガス導管事業者が計量器によって計量した値とします。ただし、計量器の故障等によってガス使用量等を正しく計量できなかった場合は、一般ガス導管事業者が示す協議値を基にお客さまと協議によって定めます。

5. ガス料金、算定方法、ガス料金の算定期間、解約に伴う事務手数料、その他工事費用、その他費用

(1)ガス料金、算定方法

- ・ガス料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。1 月のガス使用量に応じて、単価が決まります。

料金表	1 カ月のガスご使用量	基本料金 (円)	従量料金単価※ (円/㎡)
A 表	0 ㎡から 20 ㎡まで	871.05	167.39
B 表	20 ㎡をこえ 80 ㎡まで	1,122.57	152.90
C 表	80 ㎡をこえ 200 ㎡まで	1,293.91	150.76
D 表	200 ㎡をこえ 500 ㎡まで	1,905.77	147.35
E 表	500 ㎡をこえ 800 ㎡まで	5,995.27	139.04
F 表	800 ㎡をこえる場合	11,693.00	131.84

- ※料金単価は基準単位料金(税込)です。基準単位料金には、原料費調整による調整額が含まれておりません。実際の料金算定では原料費調整を加味いたします。
- ※基本料金(税込)は原則 1 月として計算しますが、需給契約の解約などの理由により、日割計算する場合があります。日割計算の場合は、いずれの単価を適用するかは、換算使用量によって決まります。

$$(\text{換算使用量 : } \text{㎡}) = (\text{ガス使用量 : } \text{㎡}) \times 30 / (\text{使用日数 : } \text{日})$$

- ・原料費調整は、次の算式によって算定された値といたします。原料費調整単価に上限、下限はありません。
- 1 トン当たりの平均原料価格が 86,100 円を下回る場合 原料費調整単価 = (86,100 円 - 平均原料価格) × 基準単価 ÷ 100 × (1 + 消費税率)
- 1 トン当たりの平均原料価格が 86,100 円を上回る場合 原料費調整単価 = (平均原料価格 - 86,100 円) × 基準単価 ÷ 100 × (1 + 消費税率)
- ※原油換算値 1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき算定した値。基準単価は、平均燃料価格が 100 円変動した場合の値。ガス供給約款取次用料金表「4.原料費調整」(<https://www.egmkt.co.jp/download/>)参照

(2)ガス料金の算定期間

- ・ガス料金の算定期間は、前回の検針日の翌日から当月の検針日までの期間を 1 月とします。

(3)解約に伴う事務手数料

- ・e・gas プラン開栓によるガス供給開始日より起算して 2 年未満で解約される場合、または 2 年未満で EGR が提供するほかのガスプランに変更される場合は、事務手数料として 5,500 円 (税込) をお客さまにお支払いいただきます。事務手数料は e・gas プランによる最終使用月のガス料金と一括してお支払いいただきます。

(4)その他工事費用

- ・お客さまへのガス供給に伴う工事等に係る負担金が発生する場合は、EGR は工事着手前にその相当額を工事費負担金等としてお客さまにご請求させていただきます。

(5)その他費用

- ・郵送でのお知らせを希望される場合は、書面発行手数料として 1 通につき 140 円 (税込) をご負担いただきます。
- ・以下の①～③に該当するコンビニ払込票の発行について、請求金額が 50,000 円未満の場合は 1 通につき 360 円 (税込)、請求金額が 50,000 円以上の場合は 1 通につき 580 円 (税込) の発行手数料をご負担いただきます。
- ①お客さまのご依頼により再発行する場合
- ②お支払方法にかかわらず「お支払期日」を経過してもお支払いの確認ができない場合
- ③お選びいただいた支払方法のお手続きが所定の期間を経ても正しく完了していない場合(所定の期間内は無料で発行されます。)
- ・お客さまがガス需給契約に係わる料金の支払証明書の発行を希望された場合は、1 契約ごとに 1 通発行することとし、1 通につき 880 円 (税込) の発行手数料をご負担いただきます。

6. 各種割引の適用

(1)電気・ガスセット割引

- ・EGR の電気需給契約をご利用のお客さまが、併せて EGR のガス需給契約をご利用される場合は、毎月ガス料金から月額 100 円 (税込) 割引いたします。

(2)スタート割引

- ・供給開始から 1 年間の毎月ガス料金から月額 150 円 (税込) 割引いたします。

(3)その他割引等

- ・期間限定のガス料金割引等のキャンペーンを行う場合は、付帯メニュー定義書または別途定める規約によるものとします。付帯メニュー定義書は、EGR ホームページに掲載しておりますので EGR ホームページを必ずご覧になるようお願いいたします。(<https://www.egmkt.co.jp/download/>)

7. ガス料金その他の支払方法、支払期日 (お支払い先が代理店の場合は代理店の支払条件によります)

(1)ガス料金その他の支払方法

- ・ガス料金等は毎月、EGR が指定した収納代行業者、または金融機関等を通じてお支払いいただきます(工事費負担金・その他についてはその都度ご請求いたします)。
- ・ガス料金等のお支払いを EGR が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、EGR が指定した様式により、口座振替またはクレジットカードによるお支払いを選択し、あらかじめお手続きいただきます。口座もしくはクレジットカード情報の登録が認められない際は、お手続き書面を送付させていただくことがあります。
- ・1 月のお客さまのガス料金等が 1,000 円を下回る場合は、翌月の料金と合わせてお支払いいただくことがあります。
- ・ガス料金等を二重でお支払いいただいた場合は、多くいただいた料金は、未払いのガス料金等、翌月以降のガス料金等の順で充当いたします。

<口座振替 (お客さま指定の金融機関から引落) >

- ・初回のガス料金等ご請求までに口座情報が登録されない場合は、コンビニ払込票によるお支払いとなります。
- ・ガス料金等の振替口座を変更される場合は、その手続きが完了するまではコンビニ払込票によるお支払いとなります。
- ・口座振替の場合は、毎月ガス料金算定日によって口座振替日が変わります。

※口座振替日が、土日祝日となった場合は、翌営業日が口座振替日となります。

料金算定日：1日～15日 → 翌月6日の振替

料金算定日：16日～末日 → 翌月27日の振替

<クレジットカードを利用した支払い>

・お客さまのクレジットカードが有効期限に達する場合は、クレジットカードの種類によっては支払方法に係る情報が自動的に更新されないことがあります。その場合は、お客さまご自身でマイページからの再登録が必要となります。

<領収書>

・口座振替やクレジットカードを利用したお支払いの場合は、領収書は発行されません。

(2)支払期日

ガス料金等の支払期日は原則として料金算定日の翌日から30日目とします。支払期日から起算し15日以内にガス料金等が支払われなかった場合は、未払料金から消費税等相当額を差し引いた金額に年10%の率で算定した遅延利息を加算してお支払いいただきます（遅延利息は支払期日の翌日から発生し、日割り計算といたします）。ただし、支払期日から起算して15日以内にガス料金等が支払われた場合は、この限りではありません。

8. ガス料金債権の譲渡

EGRはお客さまとのガス需給契約における料金債権を譲渡することがあります。なお、料金債権を譲渡するにあたっては、対象となるお客さまにあらかじめ書面でお知らせいたします。また、その債権譲渡の対象となったお客さまの料金は、「7.ガス料金その他の支払方法、支払期日」によらず債権譲渡先が定める支払方法により債権譲渡先へお支払いいただきます。

9. ガス需給契約の解約

(1)お客さまからの解約

・お客さまの意向でEGRから別のガス小売事業者へ切り替える場合は、ガス需給契約の解約手続きは、新たな小売事業者が行いますので、お客さまからEGRにご連絡いただく必要はありません。なお、5.(3)に該当する場合は、解約に伴う事務手数料を申し受けます。

・引越（転出）等の事由によりお客さまがガス需給契約の解約を希望される場合は、ご契約者さまマイページからお手続きいただくか、引越予定日の5営業日前までにカスタマーセンターへご連絡ください。なお、5.(3)に該当する場合は、解約に伴う事務手数料を申し受けます。

・ガス需給契約の解約に伴う違約金は発生いたしません。ただし、所轄の一般ガス導管事業者の託送供給約款に基づきEGRが工事費等の精算金を請求された場合は、その当該金額をお客さまにご負担いただきます。

(2)EGRからの解約

お客さまが次のいずれかに該当する場合は、EGRは、お客さまのガス需給契約を解約することがあります。この場合は、その旨をお客さまにお知らせいたします。なお、5.(3)に該当する場合は、解約に伴う事務手数料を申し受けます。

・お客さまが支払期日を経過してなお、ガス料金を支払われない場合

・お客さまがガス供給約款の定めにより支払いを要することとなった料金以外の代金（事務手数料、工事費負担金、その他ガス供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

・その他、EGRのガス供給約款に基づきEGRが必要と判断した場合

(3)特定小売供給の申込み

EGRとのガス需給契約を解約後、お客さまが他の小売事業者からガス供給を受けられない場合は、所轄の一般ガス導管事業者によるガス供給が停止される可能性があります。この場合は、お客さまによる所轄のみなしガス小売事業者へ特定小売供給（ガス供給）の申込みが必要です。

10. お客さまの責任および協力をお願い

お客さまがEGRへガス需給契約の申込みをし、ガスを使用するにあたり、保安や一般ガス導管事業者の検針業務等の観点から以下について承諾していただく必要があります。

・必要な業務のために、お客さまの供給施設または消費機器の設置場所へ立ち入ること

・ガスの供給および保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止または制限すること

・ガス需給契約が解約された後も、ガスメーター等の供給施設を引き続き置かせていただくこと

・お客さまがガス漏れを感じたときには、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、「ガス漏れ等のエリア別緊急連絡先」に通知していただくこと

・内管およびガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理していただくこと

・ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、EGRがお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただくこと

・災害など非常時の際、ガス供給の制限等し、お客さまにガス使用の制限等していただく可能性があること

11. 個人情報の取り扱いと共同利用

お客さまから取得する個人情報はEGRにとって重要な情報であり、その個人情報を確実に保護することは、EGRの重要な社会的責務と認識しております。したがって、EGRは、事業活動を通じて取得する個人情報を、EGRホームページに掲載している個人情報保護方針に則り取り扱います。お客さまへガスを供給するための手続きを実施するにあたり、EGRはお客さまの情報を関係事業者と共同利用する場合があります。個人情報に係る共同利用の目的、範囲等の取り扱いについては、個人情報保護方針を参照ください。個人情報保護方針は、EGRホームページに掲載しておりますので、EGRホームページを必ずご覧になるようお願いいたします。

(<https://www.egmkt.co.jp/privacy/>)

12. ガス供給エリア（対象となるお客さま）

EGRのガス供給地域は、東京ガスネットワーク株式会社の東京地区等と同一となります。以下に対象の市町村を記載します。

※詳細の供給対象地域はガス供給約款の料金表に記載しております。ガス供給約款の料金表は、EGRホームページに掲載しておりますのでEGRホームページを必ずご覧になるようお願いいたします。(<https://www.egmkt.co.jp/download/>)

東京都	東京23区・八王子市・立川市・武蔵野市・三鷹市・府中市・昭島市・調布市・町田市・小金井市・小平市・日野市・東村山市・国分寺市・国立市・狛江市・東大和市・清瀬市・東久留米市・多摩市・稲城市・西東京市・武蔵村山市
神奈川県	横浜市・川崎市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・逗子市・相模原市・三浦市・大和市・海老名市・座間市・綾瀬市・葉山町・寒川町・大磯町・中井町・開成町・南足柄市
千葉県	千葉市・木更津市・八千代市・君津市・富津市・四街道市・袖ヶ浦市・八街市・佐倉市・印西市・白井市・成田市・富里市・酒々井町・芝山町・多古町・栄町

埼玉県	さいたま市・川口市・所沢市・上尾市・草加市・蕨市・戸田市・朝霞市・和光市・新座市・久喜市・八潮市・三郷市・蓮田市・伊奈町・白岡市・熊谷市・行田市・深谷市・鴻巣市・羽生市
茨城県	竜ヶ崎市・牛久市・つくば市・取手市・つくばみらい市・稲敷市・利根町・阿見町・美浦村
栃木県	宇都宮市・真岡市・上三川町・芳賀町・高根沢町・壬生町
群馬県	千代田町・邑楽町・明和町

13. 供給施設の保安責任

EGR は以下の保安業務のうちガス小売事業者の対応が必要な業務を東京エナジー・アライアンス株式会社へ委託しております。お客さまの元へは EGR ではなく東京エナジー・アライアンス株式会社委託先のスタッフが訪問しますので予めご了承ください。

(1) 緊急保安

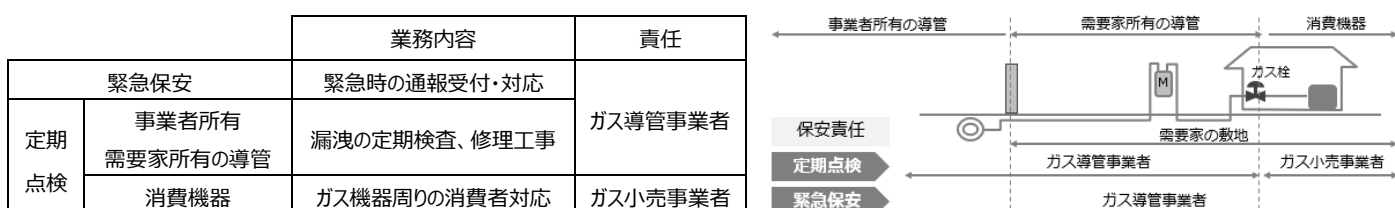
・ガス漏れ及び導管、消費機器に係わる事故の未然防止及び拡大防止を図るために導管事業者が行う緊急時対応を指します。「ガス漏れ等のエリア別緊急連絡先」に通知していただき、現場出動を要する場合は、導管事業者が対応します。また、導管事業者の要請があった場合はガス小売事業者も出動します。

(2) 定期保安

・ガス設備定期保安点検とは、お客さまにガスを安全にお使いいただくため、ガス事業法等に基づいて、ガス配管の漏えい検査、給排気設備（ガスふろがま・ガス給湯器）などの調査を 4 年に 1 度行うものです。ご訪問の際、お客さまから点検費用をいただくことはありません。点検に際し、対象のお客さまへは事前に通知いたします。

※内管やガス栓等、お客さまの資産となるものについては、お客さまの責任において管理していただきます。

※消費機器調査の実施日などの定期保安に関わる情報が前事業者から連携されない場合は、ご契約の前後で消費機器調査を実施することがあります



ガス漏れかな？と思った時は

ガス臭いとき、火気は厳禁です。窓を大きく開け、ガス栓を閉止からすぐに「ガス漏れ等の緊急連絡先」へ通報をお願いします。なお、導管事業者が駆け付けるまで以下の点にご注意ください。

- ・ライターやマッチなどの「火気」を絶対に使わないでください。
- ・電灯、換気扇などのスイッチに触らないでください。（ON・OFF する際に、小さな火花が出ます）
- ・ガス臭い場所が屋外の場合は、窓や戸を閉めガスが室内に入らないようにしてください。必要に応じてご近所にも注意を呼びかけて避難誘導をお願いします。

【ガス漏れ等の緊急連絡先】

■東京ガスネットワーク ガス漏れ通報専用電話

受付時間：24 時間 365 日（無休）

☎ 0570-002299（ナビダイヤル）

ナビダイヤルをご使用になれない場合

03-6735-8899

【クーリングオフに関する事項】

(1)お客さまが訪問販売および電話勧誘で申込みされた場合は、本書面を受領された日から 8 日を経過するまでは、書面又は電子メールによるお申し出（下記(4)参照）により、無条件で申込みの撤回又はガス需給契約の解除を行うこと（以下、「クーリングオフ」といいます）ができ、その効力はお客さまが書面を発信したとき（郵便消印日付など）から発生します。

ただし、訪問販売において、その場で申込みをせず、後日申込書の郵送で申込みをされた場合、又は受け取った申込書で申込みをせず、後日ウェブサイトを通じて申込みをされた場合、さらに、電話勧誘によって受け取った申込書で申込みをせず、後日ウェブサイトを通じて申込みをされた場合は、クーリングオフの対象となりませんので、ご注意ください。

なお、現金取引（契約したその場で商品の引き渡しを受け、あるいは役務の提供を受け、かつ代金の全部を支払うこと）で、その金額が、3,000 円未満のときは、クーリングオフはできません。

(2)この場合、お客さまは、

- ・損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません。
- ・すでに引き渡された商品の取引に要する費用や移転された権利の返還に要する費用は事業者が負担します。
- ・すでに代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます。
- ・商品を使用もしくは消費し、または権利を行使してから得られた利益に相当する金銭の支払義務はありません。
- ・役務の提供に伴い、土地又は建物その他の工作物の現状が変更された場合は、無料で元の状態に戻すよう請求することができます。

(3)上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことによりお客さまが誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から 8 日を経過するまでは、クーリングオフすることができます。

(4)クーリングオフは、ハガキ等に必要な事項をご記入のうえ、エバーグリーン・リテイリング(株)カスタマーセンター宛（〒700-0904 岡山県岡山市北区柳町 1 の 12 の 1 マックスコム）に郵送するか、電子メールに必要な事項をご記載のうえ、egm_coolingoff@egmkt.co.jp 宛に送信する方法で行ってください。（記入例参照）

※郵送の場合は、確実に受領するために書留、簡易書留、特定記録郵便での郵送を推奨します。なお、郵便費用はお客さままでご負担となります。

<記入例>

申込撤回通知

- ・申込日：20●●年●月●日
- ・役務の種類：ガス需給契約

上記の契約について、申込を撤回します。

- ・ご住所
- ・ご契約者名
- ・電話番号
- ・お客さま番号